

弁 政 連 規 約

日本弁理士政治連盟規約第20条を、
以下のように改正する。

第20条

この連盟の経費は、会費、寄付金、その他の収入を
もって支弁する。

- 2 会費は、年額20,000円とし、会員は毎年4月30日
までにその金額をこの連盟に納入しなければならない。ただし会費を自動振替にて納入する場合には、年額19,000円とする。
- 3 年度の途中で入会する会員は、入会と同時に会費
をこの連盟に納入するものとする。ただし入会した
日から当該年度末までが6ヶ月未満であるときは、
当該入会年度の会費は半額とする。
- 4 会員を雇用する者は、第2項および第3項に規定す
る会費につき被雇用者の分を納入することができる。
- 5 会費を納入する者は第2項および第3項に規定す
る金額を超える金額を会費として納入することがで
きる。
- 6 第2項に規定する会費を納入したことがない会員
に限り、この連盟のサポーターとして、第2項に規定
する会費に代えて、サポート会費を納入することが
できる。ただしサポート会費を納入していた会員が
弁理士登録年数通算20年に達したとき又は弁理
士登録年数が通算18年以上の会員がサポート会
費を納入して通算3年が経過したときは、原則とし
て第2項に規定する会費を納入するものとする。
- 7 第6項に規定するサポート会費は、月額1,000円
とし、自動振替により納入するものとする。

(平成26年1月改正)
(下線部分が新規加入条項)

日本弁理士政治連盟 事務局宛 サポーター申込書

平成 年 月 日

弁政連規約第20条第6項に基づき
サポーターとしての申込みを致します。

フリガナ	
お名前	
ご住所	〒
事務所 又は 企業名	
TEL	
FAX	
E-mail	
弁理士 登録番号	
登録年度	
サポート会費 納入方法 (自動振替)	いずれかに○印を記入して下さい 毎月振替・年一括振替 (1,000円/月) (12,000円/年)

申込方法 E-mail、FAX、郵送のいずれかでお申し込みください。
お申し込みを頂きましたら弁政連事務局より、
改めて会費納入の振替手続等のご連絡を差し上げます。

■ E-mail info@benseiren.gr.jp
■ FAX 03-3581-1890
■ 郵 送 〒100-0013
東京都千代田区霞が関3丁目4番2号 弁理士会館内

弁政連は正規会費納入会員以外に
サポーター制度を
(弁政連規約改正により)
新設しました。

弁政連 は、
弁理士の未来 を
サポート します。



ですから弁理士の皆さんは
弁政連の現在 をサポートして下さい。



具体的には、
弁政連のサポーターに
なって下さい。

※ サポーターの会費は月額1,000円です。

日本弁理士政治連盟

サポーター制度とは？

サポーターの会費は月額1,000円です。

(自動振替のみによる納入)



サポーター (サポート会費納入会員)になれる会員

今まで2万円/年(正規会費)を納入したことのない会員であり、かつ、弁理士登録通算20年未満の会員

※例外として弁理士登録通算20年以上の会員でも3年間だけはサポーターになれます。

今まで2万円/年(正規会費)を納入した実績のある会員は、そのまま継続して正規会費を納入して下さい。

※サポーターに転向することはできません。

正規会費納入会員とサポーターには **特典** があります！

各支部の会費納入者、会派別の会費納入者の氏名及び集計を
弁政連フォーラムに掲載

国会議員などの卓話や講演会や朝食会への優先的参加

日本弁理士会、特許庁、政治等に係る知財情報を
ハガキやメールで配信

弁政連主催の研修会への優先的参加

実績ある英会話特訓講座への優先的参加

弁政連の会費納入会員増強に 「サポーター制度」は絶対に必要です。

現在、弁理士法改正の攻防が国会内外で審議されていますが、政治的支援活動を行うことができるかどうかはサポーター制度による会費納入会員増強の成否にかかります。



弁政連の活動の中で特に会費の徴収活動に特化した「サポーター制度」を創設しました。

この制度の特徴は弁理士登録通算20年未満の若い会員を対象として会費納入実績を増やし弁政連の会費増収を図ることです(弁政連の会費徴収は別紙1に示すように年々減少してこれ以上の会費減少は弁政連の存亡に係る重大な事態を惹起する危機的な状況です。これは別紙2に示すように正規会費納入会員の約60%は弁理士登録通算20年以上の会員が占め年々高齢化していることにもよります)。

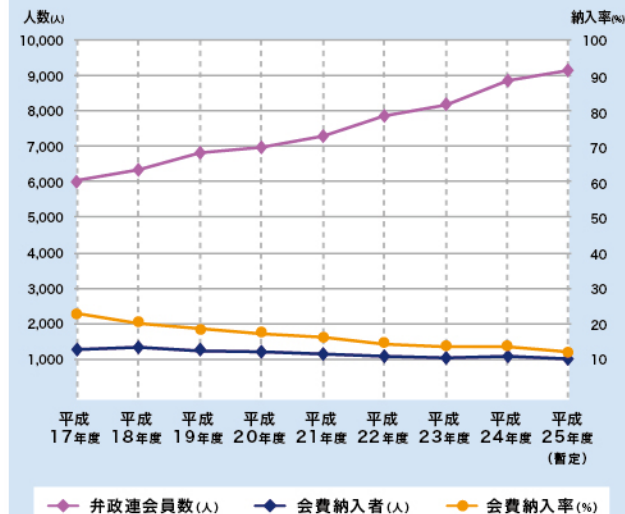
月額1,000円の会費はこの新たな制度の中核をなすものです。この制度によって会費納入者の減少を食い止め、弁政連が知財制度の拡充強化のため政府や立法府に対して十分な政治活動を行うことができるようになります。

何卒会員の皆様にこの趣旨をおくみ取りいただき弁政連の活動に絶大なるご協力を賜りますようお願い申し上げます。

9年間の弁政連の会費納入状況

(平成25年8月現在)

年度	会費納入率	年度	会費納入率
平成17年度	22.4%	平成22年度	15.0%
平成18年度	21.6%	平成23年度	13.5%
平成19年度	19.1%	平成24年度	13.6%
平成20年度	18.2%	平成25年度暫定	11.5%
平成22年度	16.7%		



弁政連の活動紹介

- 日本弁理士政治連盟の誕生
日本弁理士政治連盟(弁政連)は、昭和49年11月、東京日比谷の松本楼において、弁理士会の斡旋決議により設立総会を開催。
- 特許管理士の国家資格化阻止へ向けた活動、衆議院議員の総選挙で菅直人氏が初当選
- 特許印紙の発売場所の増加と券種の増加、それに弁理士法改正を積極推進
- 特許出願が紙出願から電子出願(ペーパーレス)へ移行
～経済的弱者救済のため柔軟な対応を図るよう、猛烈な運動を展開～
- サービスマーク登録制度導入のための商標法の一部改正に関し、要望書を提出
- 平成8年9月、弁理士法改正の早期実現を特許庁長官(荒井寿光氏)に申し入れる
- 特許庁の独立行政法人化(エイジェンシー)が急浮上、阻止に奔走する
- 特許裁判所と知的財産権省の創設を要望
- 弁理士制度100周年の記念切手が発売される自民党に「知的財産制度に関する議員連盟」、民主党に「知的財産戦略小委員会」が発足
- 80年振りとなる弁理士法の改正案が成立

- 特定侵害訴訟代理に関する「弁理士法の一部を改正する法律」が成立
- 弁政連の働き掛けにより「知的財産基本法」が成立
- 自民党に「弁理士制度推進議連」が発足、憲法に知的財産条項を設けるよう「要望書」を提出
- 「弁理士法の一部を改正する法律案」が成立、弁理士試験合格者の登録前研修が義務化
- 民主党に「弁理士制度の改革推進に関する議員連盟」が発足
- 「弁護士法人等に関する法律案(仮称)」について、弁理士業務に重大な影響を及ぼすことから反対運動を展開
- 弁理士の使命条項制定の必要性を訴え、更に職責条項の見直し案を提示
- 自由民主党「弁理士制度推進議員連盟」が活動開始
- 行政書士法改正法案に対し日本弁理士会と弁政連が一致協力し、反対行動を実施し、国会提出を阻止
- 弁理士法の一部改正において弁理士の使命条項の制定を国会に働きかける

弁理士登録年数別 弁政連会費 納入者割合

